

定期試験 解答・解説（暫定版）

授業科目名	法理学	2014年度：前期	
		定期試験期間内	
担当教員名	足立英彦	試験日・時間	8月4日（月） 13:00 ~ 14:30

1. つぎの語句をそれぞれ簡潔に説明しなさい。（各5点）

(a) 命題

解答 真偽が定まっているもの。

解説 2012年度法学類小テスト1(a), 2010年度法学類小テスト2(a)で既出。

(b) 述語論理における述語

解答 個体（主語）が満たす性質や関係を表した表現のこと。

解説 「述語」は述語論理の最も基本的な概念である。述語論理の論理式における主語は個体定項（固有名）か個体変項であり、小文字のアルファベットで表す。述語はその個体が有する性質（または他の個体との関係）であり、大文字のアルファベットで表す。これらのことを知らないと、問2(b)のような、日本語等の自然言語を述語論理の論理式に翻訳しなければならない問題に答えられない。

(c) 制度的行為

解答 規範を定める行為のことであり、授權規範によって権限を与えられた者のみが行うことができる。

解説 2012年度法務研究科（法科大学院）定期試験3(d)で既出。2013年度法務研定期試験2(b)と2012年度法学類定期試験1(d)でも「制度的保障」（制度的行為を保障すること）を説明させる問を出題している。

(d) 反法律的法形成（contra legem）

解答 事実に適用すべき制定法は存在するものの、それを適用することはあまりに耐え難く正義に反すると考えられる場合に、その制定法とは両立しない法規範を形成すること。

解説 2013年度法務研定期試験2(d), 2010年度法学類定期試験4(b), 2009年度法学類定期試験4(b)で既出。

2. つぎの推論（論証）は妥当か。タブローで調べよ。なお(a)では、問の推論の名称を書くとともに、タブローを用いるとなぜ推論の妥当性を判定できるのか、その理由についても説明すること。

(a) $P \rightarrow Q, Q$ ゆえに P （7点）

解答

$$\begin{array}{c}
 P \rightarrow Q \\
 Q \\
 \neg P \\
 \wedge \\
 \neg P \quad Q
 \end{array}$$

この推論は発想推論（abduction）と呼ばれる。

タブローの方法で推論の妥当性を判断するためには、まず推論のすべての前提と、結論の否定とを

縦に並べる。これは、すべての前提が真、結論が偽という場合がある（すなわち推論に反例がある）という仮定を立てることを意味する。つぎに、すべての前提と結論の否定をそれぞれタブローの展開規則（上段の複雑な論理式が真になるためにはどのようなより単純な論理式が真でなければならないかを下段に示したもの）に従って展開することによって、そのような場合が実際にあるかどうかを探究する。その結果、ある命題とその命題の否定がすべての経路に現れるならば、すなわちすべての経路が閉じるならば、最初に並べた論理式をすべて真にするような場合は実はなかったということが判明する。つまり、この推論のすべての前提を真に、結論を偽にする場合（推論の反例）があるという仮定が間違っていたことになる。したがって当該推論は反例のない、妥当な推論であることが分かる。

本問の推論をタブローの方法で展開すると、2本の経路はすべて閉じないことが分かる。このように閉じない経路がある場合は、すべての前提が真で結論が偽となる場合、すなわち反例（問の推論では、P 偽 Q 真の場合）が存在するので、当該推論は妥当でない（論理的には正しくない）。

解説 推論は戸田山和久『論理学をつくる』（名古屋大学出版会、2010年）101頁練習問題23(1)(b)と同じ。さらに、タブローで推論の妥当性を判定できる理由（同書67頁練習問題15【定理11】や101頁【判定基準】を参照、反例の有無を調べる仕組みであることを指摘することが必要）と、古川康一・向井国昭『数理論理学』（コロナ社、2008年）16-17頁の理解を確認するための出題でもある。発想（仮説）推論については、2010年度法学類定期試験2(b)でもその説明を求める問を出題している。タブロー2点、説明2点、非妥当1点、推論の名称（発想推論）2点。

- (b) 「その難問を解決できる人がいるとしたら誰よりもまずホーリー（Holy）だ。ところが、ホーリーでさえその難問を解決できない。したがって、その難問は誰にも解決できない。」（5点）

解答

「xは難問を解決できる」を Sx 、ホーリーを h と表すことにする。

$$\begin{array}{c}
 \exists x Sx \rightarrow Sh \\
 \neg Sh \\
 \neg \neg \exists x Sx \\
 \exists x Sx \\
 \swarrow \quad \searrow \\
 \neg \exists x Sx \quad Sh \\
 \forall x \neg Sx \quad \otimes \\
 Sa \\
 \neg Sa \\
 \otimes
 \end{array}$$

問の推論のすべての前提と結論の否定から始めたタブローが閉じた。すなわち反例がないので、この推論は妥当である。

解説 戸田山 132 頁練習問題 32(6) の表現を一部変えたもの。タブローと説明 4 点、妥当 1 点（タブローが正しい場合のみ）。一つ目の前提を $\forall x(Sx \rightarrow Sh)$ としても可。

3. つぎの文章のうち、誤ってるものを二つ選べ。（5点）

- (a) 法理学とは、「法とは何か？」という課題と取り組む学問である。
 (b) 作為の命令（作為の義務）は不自由を含意し、自由は不作為の許可を含意する。
 (c) 規範の名宛人の範囲の違いに着目するならば、あらゆる規範は一般規範か個別規範のどちらかに分

類できる。

- (d) 条件付きの一般規範は、条件を満たす者のみを名宛人とする規範である。
- (e) ある特定の種類の行為をした者に対して制裁を科す制裁規範と、その特定の種類の行為を禁止する行為規範は、それぞれ別の理想世界を記述している。

解答 (c)(d) が誤り。

解説 2 問正解 5 点, 1 問正解 3 点とした。

(a) : 誤っていない。法理学・法哲学の課題については、法理学・法哲学者全員の共通理解があるわけではない。ただし、少なくともこの授業においては、それぞれの実定法学の課題が「何が法か？」であるのに対して、法理学の課題は「法とは何か？」である、という説明をした。なお、2013 年度法学類小テスト 6 で法理学の課題を説明させる問を出題している。

(b) : 正しい。作為が命令されているか、または不作為が命令されていることを不自由という。したがって、作為が命令されていれば不自由である。自由とは、作為が許可されており、かつ不作為も許可されている地位のことである。したがって自由であれば、不作為は許可されている。

(c) : 誤り。規範は、その名宛人が固有名である個別規範、全称量化された変項である一般規範、および存在量化されたものに分類できる。2013 年度法務研小テスト 6 で、法規範を名宛人の違いによって分類する方法について出題している。

(d) : 誤り。条件付き一般規範も一般規範であり、すべての者が名宛人である。ただし、条件を満たさない者にとって、その規範の効果の部分の真理値は真または偽のいずれかであり、この規範だけではその真理値は定まらない。

(e) : 誤っていない。制裁規範と行為規範の関係については他の説明の仕方もあるかもしれないが、この授業においては上記のような説明をした。

4. つぎの文章のうち、正しいものを二つ選べ。(5 点)

- (a) a が b に対してある特定の行為 G をすることを求める権利を有しているならば、b は a に対してその行為 G をすることを許されている。
- (b) 国民が国に対して表現の自由を有しているならば、国は国民の表現を妨害しない義務を負っている。
- (c) 国民が国に対して、自らの地位の変更に従う責務を負っているならば、国は国民に対して、国民の地位を変更する権利を有している。
- (d) a が b に対して、b の地位を変更する権限を有していないならば、b は a に対して服従していない。
- (e) 1933 年 3 月 24 日にドイツで公布されたいわゆる「授権法」(民族および国家の危難を除去するための法律) は、帝国(ライヒ)政府に対して法律を定める権限を与える法律であった。ただし、政府が定める法律は帝国憲法(ワイマール憲法)に違反してはならないとされた。

解答 (a)(d) が正しい。

解説 2 問正解 5 点, 1 問正解 3 点とした。

(a) : 正しい。a が b に対して設問の権利を有しているということと、b は a に対して G をすることを命じられている(G をする義務を負っている)ということは論理的同値である。そして、作為の命令は作為の許可を含意する。

(b) : 誤り。設問の国民が有しているのは自由権(補強された自由)ではなく単なる自由であることに注意。一方がある行為について自由を有しているという情報だけから、他方がその行為(作為・不作為)

を妨害しない義務も負っている、ということは導けない。

(c)：誤り。国民が国に対して責務を負っている（服従している）ならば、国は国民に対して権「限」を有している。（「国が国民に対して権限を有しているならば、国民は国に対して責務を負っている」も成り立つ）

(d)：正しい。aがbに対して、bの地位を変更する権限を有していないということと、bはaに対して服従していないということは論理的に同値であるので、前者は後者を含意する（後者も前者を含意する）。

(e)：誤り。授権法第2条は、政府が定める法律が憲法に違反してもよいことを定めている*1。

5. グスタフ・ラートブルフ『法哲学』「第5章 法と道徳」にあるつぎの文章の空欄1~4を埋めよ。（各2点）

「もちろん法は、それが（ 1 ）に（ 2 ）としての裁可*2を与えることによって、（ 1 ）の実現に奉仕せんと欲することはできない。けだし、自己自身のためにのみ実現されることを欲する道徳的規範は、まさにそれゆえに、同じ内容の他の種類の命令がそれを援助することによって、何物をも獲得することができないからである。法は、それが課する（ 2 ）によってではなく、それが与える（ 3 ）によって道徳に奉仕する。（…）法は個人に、彼らがその（ 1 ）をいっそうよく果たすことができるために（ 3 ）を与える。例えば（ 4 ）の正当化がこの方向において求められたことが思い出されるべきである。すなわち『（ 4 ）は義務を伴う。その行使は同時に公益のための奉仕であらねばならぬ』（ワイマール憲法第153条）。」*3

解答 1 道徳的義務, 2 法義務, 3 権利, 4 所有権

解説 1は「道徳」「善」でも、2は「義務」でも正解とした。4「権利」は1点。

6. アリストテレスの正義論について、「平等」「平均的正義」「配分的正義」という語を用いつつ説明せよ。（20点）

解答 アリストテレスの正義は合法性と平等を意味する。前者は法に従うことであり、後者は何かと何かが等しい、すなわち同じであることである。平等の意味での正義には、平均的正義と配分的正義とがある。平均的正義とは、2者間で負担や便益が等しいことである。この平均的正義は、さらに交換的正義と矯正的正義に分けられる。交換的正義とは、売買や交換などで引き渡される物や貨幣の価値が同じであることを、矯正的正義は、犯罪や不法行為などの不正な行為がなされた際に、その被害者が蒙った負担の重みと、元の状態に戻すために加害者に課される負担、すなわち刑罰や損害賠償の重みが同じであることを指す。これに対して配分的正義とは、「等しき者は等しく扱え」という標語で表される原理であり、同じ性質を有する者に、同じ負担や便益を配ることを意味する。ただし、配分的正義の原理は、人々が有するどのような性質に着目して「等しい者」を決めるべきなのか、また、そのようにして選ばれた「等しい者」の集団をどのように扱うべきなのかについては、何も語らない。この「性質」と「扱い方」は、どのような目的をその配分で実現しようとするのか、またその目的を実現するのに最も適しており、さらに他の目的を不必要に侵害しない配分の仕方は何であるかを考慮することによって決めることができる。

*1 高田敏・初宿正憲編訳『ドイツ憲法集』（信山社、第6版、2010年）156-157頁参照。

*2 原文の独語は Sanktion, 英訳すれば sanction, approval など。

*3 『ラートブルフ著作集第1巻 法哲学』（東京大学出版会、1961年）166-167頁より引用。

解説 平均的正義の説明に 10 点，配分的正義の説明に 10 点。

7. 講義に対するご意見，ご感想，改善提案等があれば，答案用紙に記入してください（任意）。

回答 「授業中に，アリストテレスの正義論は範囲外と聞いた」という趣旨のことを書かれた方がいました。そのように言った記憶はないのですが，その部分は「講義概要」になく，また，試験範囲であるかどうかを授業で明確に述べなかったことは確かなように思います。他方，問 6 で完全な正解を書かれた方も少なくありません。そのため，問 6（配点 20 点）を含まない合計点（配点 50 点）の 7/5 倍の点数（小数点以下切り上げ）と問 6 を含む合計点のうち高得点の方を皆さんの得点とし，それに小テストの得点を足した点数に基づき評価を行うことにしました。下記の数字はそのような調整後のものです。

その他，黒板の下の方の板書が見にくい，板書のアルファベットの小文字が見にくい，小テストの返却が遅すぎる等々の指摘や批判をいただきました。

参考（2014 年 8 月 6 日現在）

- 履修登録 135 名，定期試験受験者 120 名，定期試験平均点 37.4 点（70 点満点），総合平均点 59.1 点（100 点満点）

- 総合評価

S(100-90)	A(89-80)	B(79-70)	C(69-55)	不可 (54-0)	放棄
4 人 (3.0%)	10 (7.4%)	22 (16.3%)	42 (31.1%)	42 (31.1%)	15 (11.1%)

(55 点以上の者を合格，定期試験を受けていない者は「放棄」とした。)

- 合格者数 $78 \div$ 定期試験受験者数 $120 = 65.0\%$
- 定期試験 66 点 1 名，65 点 1 名，64 点 1 名
- 総合 94 点 2 名，92 点 2 名